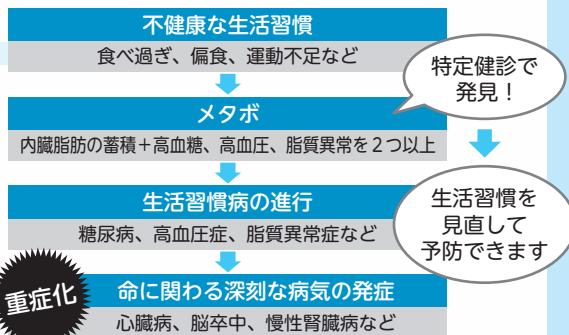


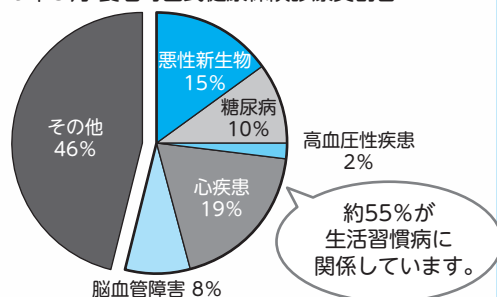
特定健診お忘れではないですか？

特定健診は、あなたが生活習慣病に近づいていないかを早期に発見するための重要な健診です。健診を毎年受診し続けることで、体の変化が確認でき、体の異常を早く発見できます。

生活習慣病は食べ過ぎ、偏食、運動不足など不健康な生活習慣によって引き起こされます。生活習慣を見直すことで未然に防ぐことができます。町国民健康保険の診療費割合では、約55%が生活習慣病に罹患した疾病であり、生活習慣病を防ぐことで医療費の削減につながります。



平成29年5月 養老町国民健康保険診療費割合



岐阜県疾病分類別統計表 平成29年5月診療分

- 対象者** 40歳～74歳までの町国民健康保険加入者
(人間ドックの助成を受ける人は対象外となります。)
- 実施場所** 町内医療機関、保健センター(12月5日(水)、6日(木))
- 受診期限** 12月28日(金)まで
- 持ち物**
- ・受診票(対象者にはオレンジ色の封筒で発送しています。再交付も受け付けています。)
 - ・国民健康保険被保険者証

町内かかりつけ医で受けた検査結果の提供にご協力ください

生活習慣病などで通院中の方も特定健診の対象となっています。しかし、医療機関で行った検査結果を提供していただくことにより、特定健診の結果として扱うことができる場合があります。特定健診の結果は、ご自身の健康管理のためだけでなく、町の疾病予防対策などの保健事業の参考とするため、検査結果の提供にご協力をお願いします。

対象者 町内医療機関(西美濃厚生病院を除く)にて糖尿病・高血圧症・脂質異常症を治療中の人

- 提供までの流れ**
1. 対象者に9月下旬ごろお知らせの文書と情報提供用紙などをお送りします。
 2. 質問票および同意書欄にご記入のうえ、町内かかりつけ医に提出ください。
 3. 検査結果は医療機関から町に提供されます。

※血液検査、尿検査で不足項目がある場合、追加検査または特定健診の受診を勧められる場合があります。

勤務先の健診や人間ドックを受けた人は…

特定健診の検査項目を満たしている場合、特定健診を受診したものとして取扱させていただきますので、健診結果の情報提供をお願いします。また、人間ドックを受けられた人には、費用助成制度がありますので、詳しくは住民人権課までお問合せください。

☎ 住民人権課 ☎32-1104

人権擁護委員が交代しました

岐阜地方務局大垣支局において、7月1日付で新たに人権擁護委員に就任した高木和子さんに法務大臣から委嘱状が伝達されました。委員の任期は3年で、平成33年6月30日までです。また、6月30日付で退任された南谷洋子さんには在任中の功績を称え、県人権擁護委員連合会長から感謝状が贈られました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。人権に関するお困りごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は堅く守られます。



高木和子さん



南谷洋子さん

☎ 住民人権課 ☎32-1104